

(仮称)若者総合支援センターでの相談対応例(想定)

相談受理の方法	対応のパターン	具体例 1	具体例 2
<p>(仮称)若者総合支援センターへ直接、又は、関係機関から紹介を受けたケースは以下の流れで支援方針を決定する。</p> <p>相談又は居場所利用により主訴を把握する。</p> <p>必要に応じて、関係機関とのケース検討を行う。</p> <p>支援方針について、以下のいずれかのパターンで対応する。</p> <p>(A 本事業での継続的支援 B 他機関と連携した支援 C 他機関への紹介)</p> <p>家族向け講演会や相談会の開催時に相談受理に至るケースを含む。</p>	<p>A 定期的な相談又は居場所でのプログラムに参加してもらいながら、ケース管理を行い、最適な方法によるステップアップをめざす。</p>	<p>ひきこもりの状態にある若者に就労意欲を喚起し、サポートステーションの利用につなげる。</p>	<p>家からも出ないひきこもりのケースについては、スタッフの家庭訪問による伴走型支援により、居場所の利用につなげる。</p>
	<p>B ケースに応じて連携する支援機関を特定し、支援の方向性と役割分担を明確にした上で、情報を共有しながら連携して対応する。</p>	<p>精神科病院等の医療機関の受診が必要と思われる若者については、「こころの健康相談事業」(健康づくり課)と連携して対応する。</p>	<p>発達障害の特性があると思われる若者については、「みつけば」事業(保健福祉部)への参加により自己認知を促した上で、次のステップアップの方針を検討する。</p>
	<p>C 明らかに他機関で実施している事業へ紹介した方がよいと判断された場合は、利用者の了承を得て、他機関へ紹介する。</p>	<p>就労意欲があり、かつ、一般就労が可能であると判断される場合は、三軒茶屋就労支援センターやハローワークを案内する。</p>	<p>現に生活困窮の状態にあり、自立に向けた意欲がある場合は、生活支援課を通じて生活困窮自立支援事業へつなぐ。</p>